奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十六日

奈良県知事　荒　井　正　吾

奈良県条例第四十八号

奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

奈良県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年七月奈良県条例第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年六月三十日」を「平成二十七年三月三十一日までに第一条に規定する目的を達成するために実施された事業に係る精算の終了する日」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。